

奈良県公報

目次

ページ

〇奈良県契約規則の一部を改正する規則	一	〇身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出	三
〇平城遷都千三百年記念事業準備事務局長印の新調	一	〇知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出	三
〇土地改良事業計画の適否決定	一	〇一般競争入札の実施	三
〇土地区画整理組合の解散認可	二	〇右 同	六
〇道路の位置指定	二	〇監査結果公告	八
〇児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届	二		

規則

奈良県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年九月十四日

奈良県規則第十号

奈良県契約規則の一部を改正する規則

奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）の一部を次のように改正す

奈良県知事 柿本善也

第十條に次の一項を加える。

2 落札者の納付した入札保証金は、前項ただし書の規定にかかわらず、落札者からの申出により契約保証金に充当することができる。

第二十條に次の一項を加える。

2 財産の売払いに係る契約において納付した契約保証金は、前項の規定にかかわらず、契約者からの申出により売払代金に充当することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

奈良県告示第三百二号

平城遷都千三百年記念事業準備事務局長印を次のとおり新調し、平成十六年九月一日から使用した。

平成十六年九月十四日

奈良県知事 柿本善也

平城遷都千三百年記念
事業準備事務局長印



注 縦 23ミリメートル
横 23ミリメートル

奈良県告示第三百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年九月七日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年九月十四日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
新庄町長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 柿本地区	平成十六年九月十五日から同年十月四日まで 新庄町役場
新庄町長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業 (ため池整備) ダイゴン池地区	平成十六年九月十五日から同年十月四日まで 新庄町役場
新庄町長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業 (農道整備) 新町地区	平成十六年九月十五日から同年十月四日まで 新庄町役場

奈良県告示第三百四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

平成十六年九月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 土地区画整理組合の名称
 檀原市近鉄八木駅北土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
 平成九年二月二十八日から平成十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区

檀原市内膳町五丁目、新賀町及び上品寺町の各一部
事務所の所在地
檀原市八木町一丁目一番一八号

四 設立認可の年月日

平成九年二月二十八日

五 解散認可の年月日

平成十六年九月十四日

奈良県告示第三百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があった。

平成十六年九月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所(平成十六年八月十九日現在の地番による。)
 磯城郡田原本町大字一七〇番ノ一の一部
- 二 申請者氏名 第一不動産販売 代表者 鹿乗一清
- 三 申請者住所 磯城郡田原本町阪手六三七番一
- 四 道路の幅員 四・〇〇メートル
- 五 道路の延長 四〇・二八メートル
- 六 指定年月日 平成十六年八月二十五日
- 七 指定番号 桜土第一六〇三号

公 告

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の二十の規定により、指定
居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出がありました。

平成十六年九月十四日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる	事業所の名	事業所の所在	居宅支援の	廃止年月
-------	---------	-------	--------	-------	------

称	株式会社ラ イフエール	事務所の所在地	天理市中之庄町 四八三	称	株式会社ラ イフエール	地	天理市指柳町 三四六一四	種類	居宅介護	日	平成十六 年七月一 日
---	----------------	---------	----------------	---	----------------	---	-----------------	----	------	---	-------------------

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出がありました。

平成十六年九月十四日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	株式会社ラ イフエール	事務所の主たる 事務所の所在地	天理市中之庄町 四八三	称	株式会社ラ イフエール	地	天理市指柳町 三四六一四	種類	居宅介護	日	平成十六 年七月一 日
-------	----------------	--------------------	----------------	---	----------------	---	-----------------	----	------	---	-------------------

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出がありました。

平成十六年九月十四日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	株式会社ラ イフエール	事務所の主たる 事務所の所在地	天理市中之庄町 四八三	称	株式会社ラ イフエール	地	天理市指柳町 三四六一四	種類	居宅介護	日	平成十六 年七月一 日
-------	----------------	--------------------	----------------	---	----------------	---	-----------------	----	------	---	-------------------

県営水道公告

御所浄水場太陽光発電受電設備工事に伴う工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により公告します。

平成十六年九月十四日

奈良県知事 柿本善也

天理Ⅱ	日
-----	---

一 競争入札に付する工事の概要

- 1 工事名
御所浄水場太陽光発電受電設備工事
- 2 工事場所
御所市戸毛
- 3 工事概要
太陽光発電連係工事 一式
監視制御装置改造工事 一式
機械搬入口設置工事 一式
- 4 工事期間
約六か月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち電気設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。
- 1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による電気工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
 - 2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。
 - 3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指

名停止措置を受けていないこと。

4 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における総合評点（電気工事についての総合評点をいいます。以下同じ。）が九百点以上の者であること。

5 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における電気工事の平均完成工事高が、九千万円以上であること。

6 過去十年以内に、特別高圧で受電する上下水道処理施設に係る電気設備工事の元請施工実績を有し、主要機器である変圧器の製造及び受変電設備のシステム設計が自社でできるものであること。

7 この工事に係る主要機器（6に記載）の据え付け、試運転調整等の現地施工ができる者であること。

8 次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を、この工事を行う期間中専任で配置できること。

(一) 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
(二) 過去十年以内に上下水道処理施設（電気設備）工事の従事経験を有する者であること。

(三) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込のあつた日以前に3か月以上の雇用関係にあるものであること。

9 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社日水コン 大阪支所
所在地 大阪市淀川区西宮原二丁目一番三号

10 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

11 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規

定による和議開始の申立てをしていない者であること。

12 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

三 競争入札参加資格の確認の手續

この工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書及び資料の様式の配布

申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間
平成十六年九月十四日（火）から同月二十八日（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前九時から午後五時（同月二十八日にあつては、午後四時）まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所
奈良市大森町五七番地の一二
奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎三階）

2 申請書及び資料の提出

(一) 期間
平成十六年九月二十七日（月）及び同月二十八日（火）の午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所
三の1の(二)に同じ。

(三) 申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知
(四) 提出部数は、各一部とします。

参加資格の確認の結果については、平成十六年九月二十九日(水)に通知します。
 なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求められます。この場合には、同月三十日(木)までにその旨を記載した書面を奈良県水道局総務課まで持参してください。書面の提出があった場合には、同月三十日(木)までに回答します。

4 その他

- (一) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。
- (二) 提出された資料は、返却しません。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の配付

- 1 競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催し、設計図書等(契約書案、入札及び契約条件、図面、仕様書その他の書類をいいます。以下同じ。)

(一) 日時

平成十六年九月三十日(木) 午後二時から

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二
奈良県奈良総合庁舎四階会議室

(三) その他

配付に要する費用は、各自負担しなければなりません。

- 2 設計図書について質問がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参してください。

(一) 日時

平成十六年十月四日(月) 午前十時から午後四時まで (正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

- 3 2の質問に対しては、平成十六年十月五日(火) 午後一時から奈良県水道局総務課において回答します。

五 入札執行の日時及び場所

1 日時

平成十六年十月十八日(月) 午後二時

2 場所

四の1の(二)に同じ。

六 入札の方法等

1 入札は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は、取り扱いません。

- 2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載してください。
- 3 入札回数は、一回とします。

七 最低制限価格

最低制限価格を設定します。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

九 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札
- 2 虚偽の申請を行った者とした入札
- 3 入札心得又は入札及び契約条件に違反した入札

十 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除します。

契約保証金は、奈良県営水道契約規程(昭和四十二年六月二十日奈良県営水道企業管理規程第六号)第十九条に基づき納付してください。

十一 契約書の作成

作成を要します。

十二 予定価格及び最低制限価格の額

- 1 この工事の予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)は、九九、七五二、一〇〇円です。

2 この工事の最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、八四、七八八、五五〇円です。

3 なお、右記1及び2については、仕様書にも記載しています。

十三 手続きの中止

入札者が一者のときは、それが判明した時点で、入札を含む以後の手続きを中止します。

十四 その他

詳細は、入札説明書によります。

十五 問い合わせ

不明な点については、奈良県水道局総務課（電話〇七四二二二五〇七七一内線三三六）まで問い合わせてください。

御所浄水場太陽光発電本体設備工事に伴う工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第六十七條の五第二項及び第六十七條の六第一項の規定により公告します。

平成十六年九月十四日

奈良県知事 柿本善也

一 競争入札に付する工事の概要

1 工事名

御所浄水場太陽光発電本体設備工事

2 工事場所

御所市戸毛

3 工事概要

太陽電池及び基礎架台工事 一式

パワーコンディショナ設置工事 一式

データ収集・表示装置設置工事 一式

4 工事期間

約六か月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち電気設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による電気工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第六十七條の四の規定に該当する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。

4 過去十年以内に、太陽光発電設備（出力一〇〇kw以上のものに限る。）の電気設備工事の元請施工実績を有し、主要機器である太陽電池の製造及び太陽光発電設備のシステム設計が自社でできるものであること。

なお、外注及びOEM契約によるものは、「自社でできる」には該当しません。

5 当該太陽電池の据え付け、試運転調整等の現地施工ができる者であること。

6 次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を、この工事を行う期間中専任で配置できること。

(一) 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(二) 過去十年以内に電気設備工事の従事経験を有する者であること。

(三) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込のあつた日以前に3か月以上の雇用関係にあるものであること。

7 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社日水コン 大阪支所

所在地 大阪市淀川区西宮原二丁目一番三号

8 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

9 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規

定による和議開始の申立てをしていない者であること。

10 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

三 競争入札参加資格の確認の手続

この工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書及び資料の様式の配布

申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年九月十四日（火）から同月二十八日（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前九時から午後五時（同月二十八日にあつては、午後四時）まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二
奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎三階）

2 申請書及び資料の提出

(一) 期間

平成十六年九月二十七日（月）及び同月二十八日（火）の午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

(三) 申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十六年九月二十九日（水）に通知します。

なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、同月三十日（木）までにその旨を記載した書面を奈良県水道局総務課まで持参してください。書面の提出があった場合には、同月三十日（木）までに回答します。

4 その他

(一) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。

(二) 提出された資料は、返却しません。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の配付

1 競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催し、設計図書等（契約書案、入札及び契約条件、図面、仕様書その他の書類をいいます。以下同じ。）を次のとおり配付します。

(一) 日時

平成十六年九月三十日（木）午後二時半から

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二
奈良県奈良総合庁舎四階会議室

(三) その他

配付に要する費用は、各自負担しなければなりません。

2 設計図書について質問がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参してください。

(一) 日時

平成十六年十月四日（月）午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

3 2の質問に対しては、平成十六年十月五日（火）午後一時から奈良県水道局総務課において回答します。

五 入札執行の日時及び場所

1 日時

平成十六年十月十八日(月)午後二時半

2 場所

四の1の(二)に同じ。

六 入札の方法等

1 入札は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は、取り扱いません。

2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札回数は、一回とします。

七 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度を適用します。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるおそれ著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

九 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札

2 虚偽の申請を行った者とした入札

3 入札心得又は入札及び契約条件に違反した入札

十 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除します。

契約保証金は、奈良県営水道契約規程(昭和四十二年六月二十日奈良県営水道企業管理規程第六号)第十九条に基づき納付してください。

十一 契約書の作成

作成を要します。

十二 予定価格の額

1 この工事の予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)は、五六九、三六三、五五〇円です。

2 なお、右記については、仕様書にも記載しています。

十三 手続きの中止

入札者が一人のときは、それが判明した時点で、入札を含む以後の手続きを中止します。

十四 その他

詳細は、入札説明書によります。

十五 問い合わせ

不明な点については、奈良県水道局総務課(電話〇七四二二二五〇七七一内線三三六)まで問い合わせてください。

監査委員公告

監 査 結 果 公 告

監 査 第 11 号

平成16年9月14日

奈良県監査委員 大 倉 潔
奈良県監査委員 中 嶋 實 男
奈良県監査委員 山 本 進 章
奈良県監査委員 中 野 雅 史

監 査 結 果

記

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり公表します。

五條病院 平成16年7月2日執行

通勤手当の認定について

(注意事項)

税務課	平成16年8月11日執行
監査委員事務局	平成16年8月11日執行
医大・病院課	平成16年8月20日執行
総務福利課	平成16年8月20日執行
環境政策課	平成16年8月20日執行
地域政策課	平成16年8月20日執行
監理課	平成16年8月20日執行
用地対策課	平成16年8月20日執行
五條土木事務所	平成16年8月24日執行
高田土木事務所	平成16年8月24日執行
高田県税事務所	平成16年8月24日執行
中部農林振興事務所	平成16年8月24日執行
橿原考古学研究所	平成16年8月26日執行
橿原公苑	平成16年8月26日執行
桜井土木事務所	平成16年8月26日執行
桜井県税事務所	平成16年8月26日執行

上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一一三一一一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七二二代

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

本誌は再生紙を使用しています。